

被懲戒弁護士の業務停止期間中における業務規制等
について弁護士会及び日本弁護士連合会の採るべき
措置に関する基準

(平成四年一月十七日理事会議決)

改正 平成 九年 四月一八日

同 一三年一月二〇日

同 二六年一月一八日

(目的)

第一 この基準は、弁護士会又は日本弁護士連合会から弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。)第五十七条第一項第二号に掲げる懲戒の処分(以下「処分」という。)を受けた弁護士(以下「被懲戒弁護士」という。)の業務停止の期間中における業務規制等について、弁護士会及び日本弁護士連合会(以下「弁護士会等」という。)の採るべき措置を定め、もつて、国民の弁護士及び弁護士会等に対する信頼並びに懲戒制度の実効性を確保するとともに、処分の適正かつ公平な運用を図ることを目的とする。

(業務規制等の説示)

- 1 -

第二 弁護士会等は、処分の告知に当たり、被懲戒弁護士に対し、次に掲げる事項及び弁護士会が別に定める規制措置について説明し、その遵守を説示しなければならない。
い。

(法律事件等の取扱い)

一 被懲戒弁護士は、受任している法律事件(裁判所、検察庁及び行政庁に係属前を含む。)について、直ちに依頼者との委任契約を解除しなければならない。この場合において、被懲戒弁護士は、委任契約を解除した法律事件について、解除後直ちにその係属する裁判所、検察庁及び行政庁(以下「裁判所等」という。)に対し、辞任の手続を執らなければならない。ただし、業務停止の期間が一か月以内であつて依頼者が委任契約の継続を求める場合は、この限りでない。この場合において、被懲戒弁護士は、委任契約の継続確認後直ちに、その係属する裁判所等に対し処分を受けたこと及びその期間を通知しなければならない。

(顧問契約の取扱い)

二 被懲戒弁護士は、直ちに依頼者との顧問契約を解除しなければならない。

(期日変更申請等)

- 2 -

三 被懲戒弁護士は、期日の延期及び変更の申請をすることができない。

被懲戒弁護士は、受任している法律事件に関し裁判所等から書類の送達及び送付があった場合、これを受領してはならない。誤って受領した場合は、返還する等直ちに適切な措置を採らなければならない。

(保釈保証金の還付等)

四 被懲戒弁護士は、保釈保証金、保全保証金及び供託金の還付及び取戻し並びに和解金等の弁済の受領をしてはならない。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百五十四条に該当する場合は、この限りでない。

(依頼者等への引継ぎ)

五 被懲戒弁護士は、第一号又は第二号の規定により委任契約又は顧問契約を解除した場合は、依頼者及び当該法律事件等を新たに取り扱う弁護士又は弁護士法人に対し、誠実に法律事務の引継ぎをしなければならない。

(復代理人の選任等)

六 被懲戒弁護士は、新たに復代理人を選任し、又は他の弁護士若しくは外国法事務弁護士を雇用する等して

- 3 -

はならない。

(復代理人等の監督)

七 被懲戒弁護士は、処分を受ける前に選任した復代理人並びに雇用する等した弁護士及び外国法事務弁護士（以下「補助弁護士等」という。）に対し、指示及び監督をしてはならない。

(法律事務所の管理行為等)

八 被懲戒弁護士は、法律事務所の管理行為及び賃貸借契約並びに補助弁護士等及び従業者との雇用契約等を継続することができる。

(法律事務所の使用)

九 被懲戒弁護士は、その法律事務所を使用してはならない。ただし、受任している法律事件の引継ぎその他この基準によつて業務停止の期間中も認められている事務等のため必要があるときは、弁護士会等の承認を得てその使用をすることができる。

補助弁護士等は、被懲戒弁護士の法律事務所を自己の事務所として使用することができる。

被懲戒弁護士の法律事務所が自宅を兼ねている場合は、私生活その他弁護士業務以外の目的でのみ使用することができる。

- 4 -

従業者は、被懲戒弁護士法律事務所の管理、清掃、郵便物の整理その他の弁護士業務以外の目的のため被懲戒弁護士の法律事務所を使用することができる。

(法律事務所表示の除去)

十 被懲戒弁護士は、直ちに弁護士及び法律事務所であることを表示する表札、看板等一切の表示を除去(表示としての機能を失わせる措置一般をいう。)しなければならぬ。ただし、被懲戒弁護士が業務停止の期間中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去に代えることができる。

(名刺等の使用)

十一 被懲戒弁護士は、弁護士の肩書又は法律事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用し、又は他に使用させてはならない。

(弁護士記章及び身分証明書の返還)

十二 被懲戒弁護士は、弁護士記章規則(規則第三十五号)第五条第二項及び弁護士等の身分証明書の発行に関する規則(規則第六十号)第十三条第一項第二号の規定により、直ちに弁護士記章及び身分証明書を日本弁護士連合会に返還しなければならない。

- 5 -

(会務活動)

十三 被懲戒弁護士は、弁護士会等及び法第四十四条の弁護士会連合会の会務に関する活動を行うことができない。

(公職等の辞任)

十四 被懲戒弁護士は、弁護士会等の推薦により官公署等の委員等に就任している場合は、直ちに当該官公署等に対し、辞任の手續を執らなければならない。

弁護士であることに基づき委嘱された人権擁護委員、選挙管理委員、労働委員会委員、調停委員、鑑定委員、破産管財人、更正管財人等についても前段と同様とする。

(弁理士及び税理士の業務)

十五 被懲戒弁護士は、弁護士の資格を有することに基き弁理士又は税理士の登録をしている場合であっても、弁理士及び税理士の業務を行うことができない。

(指導及び監督)

第三 弁護士会等は、被懲戒弁護士がこの基準及び弁護士会等の定める規制措置を遵守するよう指導及び監督をしなければならない。

(弁護士会の定める規制)

- 6 -

第四 弁護士会は、必要がある場合は、被懲戒弁護士に対する業務停止の期間中における業務の規制及び弁護士会の採るべき措置について、この基準に準じ別に定めることができる。

(施行期日・経過規定)

第五 この基準は、平成四年四月一日から施行する。

本基準の施行前に処分が告知された被懲戒弁護士については、昭和五十三年四月十九日日弁連総第六十号通知によるものとする。

附 則

第二、十二の改正規定は、平成九年四月十八日から施行する。

附 則 (平成一三年一月二〇日規則第七九号)

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う規則等整備に関する規則 第一改正)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一八日改正)

題名及び第一から第四までの改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

(注…本基準は、理事会において横書きで承認されたものであるが、掲載の都合上縦書きに直すとともに、算用数字を漢数字に直した。)